

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する 基本方針（案）に関する意見募集の実施について

令和2年4月10日
文化庁 参事官（文化観光担当）付

第201回国会で成立した「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」第3条の規定に基づき、文部科学大臣及び国土交通大臣は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針を定めることとなっております。

今般、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針（案）について、意見募集を実施いたします。御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

→【別添】参照

【2. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)
- (2) 提出期限 令和2年4月23日 必着
- (3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

文化庁 参事官（文化観光担当）付 宛

FAX番号：03-6734-3823

電子メールアドレス：bunkankou@mext.go.jp

(判別のため、件名は【今般、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針（案）への意見】として下さい。また、コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

【3. 意見提出様式】

「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針（案）への意見」

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など、在学する学校段階を表記。）
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(文化庁 参事官 (文化観光担当) 付)